○国土交通省告示第六百九十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年四月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年六月十一日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2425	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA―NZFE32	トヨタ　110　DBA―NCP	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊒G―2426	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA―NZFE33	トヨタ　115　DBA―NCP	〃

○国土交通省告示第六百九十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年四月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年六月十一日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2393	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　CBF―QR20―７E26A	ニッサン　CBF―＊R＊E26、いすゞ　CBF―J＊R＊E26	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊒G―2394	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　CBA―QR25―７E26A	ニッサン　CBA―＊S＊E26	〃

○国土交通省告示第六百九十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年四月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年六月十一日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020111	突入防止装置　古河産機システムズGS―280	日本フルハーフ株式会社　神奈川県厚木市上依知上ノ原3034
E43－58R－020112	突入防止装置　古河産機システムズGS―280S	〃
E43－58R－020113	突入防止装置　古河産機システムズGS―350	〃
E43－58R－020114	突入防止装置　古河産機システムズRS―360	〃

○国土交通省告示第六百九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年四月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年六月十一日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2422	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA―VQ25―７Y51B	ニッサン　DBA―＊＊Y51、三菱　DBA―B＊＊Y51	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊒G―2423	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DAA―VQ35―HM34―７Y51C	ニッサン　DAA―HY51、三菱　DAA―BHGY51	〃
㊒G―2424	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA―VQ37―７Y51B	ニッサン　DBA―K＊＊Y51、三菱　DBA―BK＊＊Y51	〃

○国土交通省告示第七百号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年四月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年六月十一日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2427	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　QDF―KD―FTV	トヨタ　QDF―KDY221、トヨタ　QDF―KDY231	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年五月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年六月十一日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒N―1215	騒音防止装置　いすゞ　98―A09C―03	いすゞ　QRG―RU1A＊＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井６丁目26番１号
㊒G―2409	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　A09C―TLC	〃	〃

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月11日

関東地方整備局長　下保　修

１　処分をした年月日　平成24年３月29日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　京セラコミュニケーションシステム株式会社　小林　元夫　東京都港区三田３―11―34　センチュリー三田ビル５階　国土交通大臣許可（特―19）第17401号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。